

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	北海道奥尻町		
計画期間 実施期間	H19 ~ H23 H19 ~ H21	総事業費(交付金)	538,000 千円 (269,000 千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	レ	施設整備により人が訪れる環境が更に整い交流人口が増える。また農家戸数の維持につながる計画であり、法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	レ	奥尻町発展計画にも位置付けられており連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	レ	奥尻島地区内の農林漁業関係者をはじめとした地域住民の大きな期待のもとで取り組むものである。
事業の推進体制は確立されているか	レ	事業主体である農業生産法人(株奥尻ワイナリー)は既に定款を定めており、資金面の目処も立っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	レ	施設整備を通して入り込客の増加及び農家戸数の維持を図るものであり、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	レ	活性化計画5年、実施期間も3年以内であり整合性がとれている。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	レ	1/2以内としており交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	レ	新たに新設するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	レ	交付対象物となる建物及び個別の資機材等の設備について、それぞれの耐用年数が5年以上であることを確認している。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	レ	下記のとおりであり見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	レ	「費用対効果分析の実施について」に基づき適切に行った。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	レ	算定結果:1.52
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	レ	事業内容は農林水産物処理加工施設整備であり、事業実施主体は農業生産法人(株奥尻ワイナリー)であり、ともに要綱を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	レ	当町及び農業生産法人(株奥尻ワイナリー)への交付であり個人に行うものではない。また、地元で生産された農産物を加工し、主に販売提供する施設であるため、目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か	レ	以下理由により適正である。
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	レ	ワイン加工施設は、対岸に位置する乙部町にもあるが、主力原材料が異なる。また、道内離島では唯一のワイン生産地となることから道南ワインのイメージアップに繋がると考えている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	レ	利用時期などについても、充分検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	レ	利用形態等から規模、配置等を検討している。

事業費積算等は適正か	レ	以下のとおり適正である。
過大な積算としていないか	レ	H19年度に検討した上で事業費を算出しており過大な積算ではない。
建設・整備コストの低減に努めているか	レ	上記において考慮している。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	レ	駐車場整備等であり、必要不可欠なもので適正なものとなっている。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	レ	加工機器などであり適正である。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	レ	島内全域から適切な場所として考えたものであり適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	レ	用地は島内の企業所有地であるが、建物の耐用年数を31年と設定していることから、所有者と事業主体との間で、少なくともこの間の使用貸借契約を交わすこととしている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	レ	農業生産法人(榑奥尻ワイナリー)では資金を既に準備しており負担に係る支障はない。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	レ	以下のとおり適正に行われる見込である。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	レ	事業主体である農業生産法人(榑奥尻ワイナリー)が自ら維持管理運営をするものであり適正におこなわれるものと理解している。また町としては、その辺のチェックを行う考えである。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	レ	収支計画は農業生産法人(榑奥尻ワイナリー)が策定し、当町が確認もしている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。